

## 参加表明書及び技術資料収集に係る掲示

次のとおり一般競争入札に付しますので、入札参加希望者は参加表明書及び技術資料を提出されたく公募します。

首都高速道路株式会社  
代表取締役社長 宮田 年耕

- 1 掲 示 日 2019年10月7日（月）
- 2 契約責任者 首都高速道路株式会社 神奈川建設局長 鶴田 和久
- 3 担 当 課 〒221-0013 神奈川県横浜市神奈川区新子安一丁目2番4号  
首都高速道路株式会社 神奈川建設局 総務・経理課  
電話 045-439-0706（ダイヤルイン）
- 4 工事概要等
  - (1) 工 事 名 （改）高速大師橋更新事業電気設備工事
  - (2) 工事場所 東京都大田区羽田三丁目他
  - (3) 工事概要 道路照明10本の新設  
車両感知器3組、道路照明1本、交通管制用テレビカメラ1台の一時撤去及び再設置  
ケーブル類一式の更新  
首都高速用光回線（端末LAN）迂回に係るケーブル接続替え
  - (4) 工 期 契約締結日の翌日から2022年2月28日まで
  - (5) そ の 他
    - ① 本工事は、参加表明書及び技術資料の提出を受け、競争参加資格が確認できた者から見積の提出を求め、その内容についてヒアリングを行い、見積の妥当性が確認された項目について当社の設計書に反映し、入札時に入札金額と技術資料を総合評価して落札者を決定する見積活用方式の試行対象工事である。
    - ② 本工事は、参加表明書の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システムによりがたいものは、契約責任者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。また、紙入札の承諾に関しては3に掲げる事務の担当部局に紙入札方式参加承認申請書（電子入札留意事項様式第1）を提出するものとする。
    - ③ 本工事は、工程上一定の区切りと認められる期間に限り、主任技術者又は監理技術者の途中交代を認める工事である。
    - ④ 本工事は、受注者が工事着手までに発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議した上で工事を実施する週休2日制工事（受注者希望方式）である。
    - ⑤ 技術資料は、持参により提出すること。
    - ⑥ その他については、電子入札留意事項によることとする。

## 5 競争参加資格

- (1) 首都高速道路株式会社の契約規則実施準則（平成23年準則第1号）第73条の規定に該当しない者であること（詳細は「参加表明書及び技術資料作成要領」に記載）。
- (2) 首都高速道路株式会社における2019・2020年度の競争参加資格の「電気工事」に係る「A等級」又は「B等級」の認定を受けている単体であること。なお、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続の開始の決定後、上記の競争参加資格の再認定を受けていること。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けたものを除く。）でないこと。
- (4) 次に掲げる工事の実績を有すること。

### ・ 電気工事

なお、上記工事の施工実績は、2004年度以降に単体又は共同企業体として完工した実績（元請に限る。）とする。ただし、共同企業体の構成員としての完工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。

- (5) 下記の期間A、期間Bについて、次の①から③に掲げる基準を満たす専任の主任技術者又は専任の監理技術者、及び現場代理人（以下「配置予定技術者」という。）を2020年10月1日（木）までに当該工事に配置できること。

なお、主任技術者又は監理技術者は、現場施工着手日の前日までの期間については、必ずしも専任を要しない。現場施工着手日は、2020年10月1日（木）を予定している。

また、元請自らが工場製作を行う場合に限り、工程上一定の区切りと認められる時点（期間A、期間Bが切り替わる時点）において、主任技術者又は監理技術者の途中交代を認める。

期間A：準備期間等、現場が稼働していない期間、及び足場等仮設備の設置作業期間や仮設備内での調査期間

契約締結日の翌日から2020年9月30日（水）まで

期間B：目的構造物に係る工事が行われている期間

2020年10月1日（木）から工期末まで

- ① 期間A、期間Bに配置する主任技術者及び監理技術者については、次の(ア)から(エ)のいずれかに該当する者であること。
  - (ア) 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条第1項の規定による技術検定のうち、1級電気工事施工管理技士若しくは2級電気工事施工管理技士に関する検定種目に合格した者
  - (イ) 技術士法（昭和58年法律第25号）第6条第1項の規定による第二次試験のうち、技術部門を電気電子部門、建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を「電気電子部門」とした者に限る。）に関する技術部門に合格し、かつ、同法第32条の規定により技術士登録簿に登録を受けた者
  - (ウ) 電気工事士法（昭和35年法律第139号）第4条第1項の規定による第1種電気工事士免状の交付を受けた者又は同項の規定による第2種電気工事士免状の交付を受けた後電気工事に関し3年以上実務の経験を有する者
  - (エ) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第44条第1項の規定による第1種電気主任技術者免状、第2種電気主任技術者免状又は第3種電気主任技術者免状の交付を受けた者（同法附則第

7項の規定によりこれらの免状の交付を受けている者とみなされた者を含む。)であって、その免状の交付を受けた後電気工事に関し5年以上実務の経験を有する者

- ② 監理技術者については、建設業法第26条第2項に規定する技術者であり、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- ③ 配置予定技術者のうち少なくとも1名は、2004年度以降に次に掲げる工事の経験を有する者であること。なお、工事の経験における従事役職は問わない。

- ・ 電気工事

なお、上記工事の経験は、2004年度以降に単体又は共同企業体として完工した実績（元請に限る。）とする。

- (6) 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと（詳細は「参加表明書及び技術資料作成要領」に記載）。
- (7) 本工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと（詳細は「参加表明書及び技術資料作成要領」に記載）。
- (8) 参加表明書の提出期限の日から開札のときまでに当社から、競争参加停止措置準則（平成17年準則22号）に基づく競争参加停止を受けている者でないこと。
- (9) 本工事と同一工種の当社発注工事において、参加表明書の提出期限の日から過去2年以内に40点未満の工事成績の通知を、過去1年以内に50点未満の工事成績の通知をそれぞれ受けている者でないこと。
- (10) 当社発注工事において、工事成績の平均が2017年度及び2018年度の2年間連続して60点未満である者でないこと。

## 6 参加表明書及び技術資料等の作成及び提出に係る事項

### (1) 「参加表明書及び技術資料作成要領」等の交付

① 交付期間：2019年10月7日（月）から2019年11月1日（金）午後4時まで

② 「参加表明書及び技術資料作成要領」等（参加表明書及び技術資料作成要領、工事請負契約書（案）、工事請負現場説明書、電子入札留意事項、金額を記載しない設計書、設計図面、特記仕様書、工事計画概要書）は下記サイトより入札参加希望者に無償で交付する。なお、やむを得ない事由により、上記交付方法による受領ができない場合は、別の方法（CD-R等の配布）により無償で交付するので、上記3の担当課まで申し出ること。

・首都高速道路株式会社ホームページ(入札公告等) (<https://www.shutoko.co.jp/business/bid/>)

### ③ 交付資料のダウンロード操作手順

上記サイトにて、該当工事の入札公告等資料ダウンロード欄を選択し、案内に従い、情報（会社名、担当者名、連絡先等）を入力する。登録確認メール（ダウンロード先URL及びダウンロード先パスワードの通知）を受信し、通知されたパスワードを入力してログインし、交付資料をダウンロードする。

### (2) 参加表明書等の提出方法

① 本競争の入札参加希望者は、次の②の受付期間に参加表明書及び技術資料（以下、「参加表明書等」という。）を提出し、契約責任者より当該工事に係る参加表明の確認結果通知を受けなければならない。

なお、参加表明書等に関し、契約責任者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない

ない。

② 参加表明書等は次のとおり受け付ける。

(ア)電子入札システムによる場合

(a)参加表明書（電子入札システムにより提出すること。）

- ・受付期間：2019年10月8日（火）午前10時00分から2019年11月1日（金）午後4時00分まで

(b)技術資料（書面を持参すること。）

- ・受付期間：2019年10月8日（火）から2019年11月1日（金）までの毎日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を除く。以下同じ。）、午前10時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）。
- ・受付場所：上記3に同じ。

(イ)紙入札による場合

(a)参加表明書（書面を持参すること。）

- ・受付期間：2019年10月8日（火）から2019年11月1日（金）までの毎日、午前10時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）。
- ・受付場所：上記3に同じ。

(b)技術資料（書面を持参すること。）

- ・受付期間：2019年10月8日（火）から2019年11月1日（金）までの毎日、午前10時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）。
- ・受付場所：上記3に同じ。

③ 技術資料は、内容を説明できる者が持参すること。なお、提出にあたっては、事前に上記3の担当課までその旨を連絡すること。

④ 郵送又は電送による参加表明書等の提出は受け付けない。

⑤ 技術資料は、「参加表明書及び技術資料作成要領」に示すとおり記述すること。

## 7 技術資料の審査及び評価に関する事項

### (1) 技術資料の審査項目

技術資料の審査項目は下記のとおりである。

- ① 上記5(4)に掲げる施工実績
- ② 上記5(5)に掲げる配置予定技術者
- ③ 工事表彰実績（施工実績）
- ④ 工事表彰実績（配置予定技術者）

### (2) 技術資料の評価項目

技術資料の評価項目は下記のとおりである。

- ① 上記5(4)に掲げる工事の施工実績件数（最大3件まで）
- ② 上記5(4)に掲げる工事の工事成績評定点（最大3件まで）
- ③ 工事表彰実績（施工実績）
- ④ 工事表彰実績（配置予定技術者）

## 8 競争参加資格の確認通知

上記7の項目を審査した結果について、2019年11月21日（木）に競争参加資格確認通知書をもって入札参加希望者へ電子入札システムで送付する。

## 9 見積書に関する事項

### (1) 見積書及び工費内訳書の提出

- ① 競争参加資格を満たす旨の競争参加資格確認通知書を受領した者は、見積書及び工費内訳書（金抜設計書内の工費内訳書に金額を記載したもの）を提出すること。
- ② 見積書の作成にあたっては、「参加表明書及び技術資料作成要領」に示す様式により作成すること。

なお、別添の見積条件明示書に示す「現場管理費」、「一般管理費等」の内訳書に対して作成する。

- ③ 工事費内訳書は「参加表明書及び技術資料作成要領」に示すとおり作成すること、なお、工費内訳書は参考図書として提出を求めるものであり、入札金額を制限するものではない。
- ③ 見積書及び工費内訳書は以下の通り受け付ける、
  - ・受付期間：2019年11月21日（木）から2019年11月28日（木）までの毎日、午前10時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）。)
  - ・受付場所：上記3に同じ。
- ⑤ 見積書及び工費内訳書の提出がない場合は、入札の参加を認めないものとする。
- ⑥ 活用した見積は、本工事に限り適用するものとし、他工事には適用しない。

### (2) 見積書ヒアリングに係る事項

- ① 入札参加者には、見積書の内容についてヒアリングを実施する。
- ② ヒアリングの日時については、別途通知する。
- ③ ヒアリングに応じない場合は、入札の参加を認めないものとする。
- ④ ヒアリングの結果、再度見積書の提出を求める場合がある。

## 10 落札方式に関する事項

### (1) 総合評価の方法

落札者の決定方式は、上記7(2)に応じて評価した技術評価点（配点10点）と、入札価格から得られる価格評価点（配点30点）を加算した数値（以下「評価値」という。）によって決定する総合評価方式とする。

$$\text{評価値} = \text{技術評価点} + \text{価格評価点}$$

価格評価点は、入札価格により次のとおり算定される。

- ・入札価格  $\geq$  低入札調査基準価格： $20 + (10 / (100 - \beta)) \times (100 - \alpha)$
- ・低入札調査基準価格  $>$  入札価格  $\geq$  特別重点調査基準価格： $(30 / (\beta - 60)) \times (\alpha - 60)$
- ・特別重点調査基準価格  $>$  入札価格：0

ここで、 $\alpha = (\text{入札価格} / \text{予定価格}) \times 100$

$\beta = (\text{低入札調査基準価格} / \text{予定価格}) \times 100$

## (2) 落札者の決定方法

- ① 技術資料に基づき予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち、技術資料及び入札価格から上記(1)によって得られた評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、入札価格によっては、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とする。
- ② 上記①において、評価値が最高となる者が2者以上あるときは、その中で最も入札価格が低い者を落札者とする。入札価格も同じ場合には、電子入札システムの電子くじにより落札者を決定する。

## 11 入札に係る事項

### (1) 電子入札による場合

- ① 入札書の提出締切日時：2019年12月19日（木）午後1時30分
- ② 開札日時：2019年12月19日（木）午後2時00分
- ③ 日時変更：入札執行の日時に変更がある場合は、入札者に通知する。

### (2) 紙入札による場合

- ① 開札日時及び場所：2019年12月19日（木）午後2時00分（3に掲げる事務の担当部局に持参すること。）
- ② 日時変更：入札執行の日時に変更がある場合は、入札者に通知する。

## 12 その他

- (1) 入札参加希望者が3者に満たない場合等には、競争性を確保するため、当社の判断により手続を中止または中断する場合がある。
- (2) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 詳細は「参加表明書及び技術資料作成要領」による。
- (4) 電子入札システムの稼働時間は、休日を除く午前8時30分から午後8時まで。
- (5) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問合せ先は、次のとおりとする。

電子入札ヘルプデスク 電話 0570-021-777（ダイヤルイン）

（平日のみ午前9時から午後5時30分まで（正午から午後1時までを除く。）。）

Mail：[sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com](mailto:sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com)

- (6) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を提出した場合には、受付票及び競争参加資格確認通知書を電子入札システムで入札参加希望者に送付するので、必ず確認を行うこと。
- (7) 第1回の入札において落札者が決定しない場合で再度入札に移行する場合の取扱い
  - ① 電子入札による場合  
再度入札の日時については、再入札通知書に記載して通知する。
  - ② 紙入札による場合  
再度入札の日時について、入札会場で口頭により知らせる。
- (8) 入札不調となった場合の取り扱い  
本工事の入札が不調となった場合、「競争入札後価格交渉方式（見積審査タイプ）」（試行）

に移行する場合がある。

「競争入札後価格交渉方式（見積審査タイプ）」とは、入札不調発生後、10(1)によって得られた評価値が最高の入札者1者（評価値が最高の入札者が2者以上あるときは、工事請負現場説明書1(12)に準ずる。）を当該協議対象者として選定し、価格交渉を行い、交渉において妥当性を確認した上で、標準積算した設計金額を上回ってもその内容を反映することが可能な契約方式である。

- (9) 本掲示に関して詳細不明な点については、上記3に掲げる担当課に照会すること。
- (10) 電子入札制度等に関して詳細不明な点については、次に掲げる担当課に照会すること。

電子入札制度等に関する担当課

〒100-8930 東京都千代田区霞が関一丁目4番1号

首都高速道路株式会社 財務部契約課

電話 03-3539-9319（ダイヤルイン）

以 上